

平塚市教育委員会令和3年5月定例会会議録

開会の日時

令和3年5月27日（木）14時

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 林 悦子 委員 目黒 博子 委員 梶原 光令
委員 守屋 宣成

説明のため出席した者

◎学校教育部

学校教育部長	石川 清人	教育指導担当部長	工藤 直人
教育総務課長	宮崎 博文	教育総務課課長代理	太田 恵
教育総務課企画担当長	松本 信哉	教育施設課長	平田 勲
学務課長	市川 豊	教職員課長	宮坂 正
教育指導課長	石井 鮮太	教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸
教育研究所長	鈴木 真吾	子ども教育相談センター所長	神田 陽一

◎社会教育部

部長	平井 悟	社会教育課長	鈴木 和幸
中央公民館長	西山 聡之	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	浜野 達也
美術館長	高倉 謙一		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和3年5月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和3年4月定例会の会議録の承認をお願いします。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見が無いので、令和3年4月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)令和3年5月1日 児童・生徒数について

【報告】

○吉野教育長

令和3年5月1日現在の児童・生徒数について、報告するものである。
詳細は学務課長が報告する。

○学務課長

統計法に基づく学校基本調査により、令和3年5月1日現在の学年別児童・生徒数が確定したので報告する。

小学校の学級数については、通常学級数 398、特別支援学級数 101、合計 499 学級となった。昨年度と比較すると、通常学級は 11 学級減、特別支援学級は 3 学級増となった。

次に、児童・生徒数については、通常学級の男子 5,876 人、特別支援学級の男子 323 人、通常学級の女子 5,794 人、特別支援学級の女子 121 人、通常学級の男女合計 11,670 人、特別支援学級の男女合計 444 人、通常学級と特別支援学級の合計の児童・生徒数は 12,114 人となった。昨年度と比較すると、通常学級は男子 74 人減、女子 158 人減、特別支援学級は男女計 22 人増、通常学級と特別支援学級の合計の児童・生徒数は 210 人減となった。

中学校の学級数については、通常学級数 175、特別支援学級数 51、合計 226 学級となった。昨年度と比較すると、通常学級は増減なし、特別支援学級は 3 学級増となった。

次に、児童・生徒数については、通常学級の男子 3,071 人、特別支援学級の男子 148 人、通常学級の女子 3,046 人、特別支援学級の女子 68 人、通常学級の男女合計 6,117 人、特別支援学級の男女合計 216 人、通常学級と特別支援学級の合計の児童・生徒数は 6,333 人となった。昨年度と比較すると、通常学級は男子 29 人減、女子 64 人増、特別支援学級は男女計 11 人増、通常学級と特別支援学級の合計の児童・生徒数は 46 人増となった。

なお、平成 29 年度から開所した児童自立生活支援センターには、小学校が 3 学級、中学校が 2 学級の特別支援学級が設置され、小学生 17 人、中学生 11 人が在籍している。

増加が特徴的なみずほ小学校は、真田北金目地区区画整理事業の完成に伴い、多くの人口流入があった影響と考えられ、ピークは令和 7 年度と推計されることから来年度以降も増加していくと考えられる。

【質疑】

なし

(2)令和3年度教職員の配置状況について

【報告】

○吉野教育長

令和3年度市内小・中学校の教職員数について、報告するものである。

詳細は教職員課長が報告する。

○教職員課長

令和3年5月1日付での教職員配置状況を報告する。4月にも報告させていただいたが、5月1日が国の定数基準日となっている。

4月5日の調査との比較では、小学校の児童・生徒数が普通学級で6人の減となり、特別支援学級と合わせて12,114人であった。

中学校の児童・生徒数は、転出・転入が1人ずつのため増減がなく、合計6,333人となっている。

児童・生徒数の若干の変動はあったが、学級数と教職員数の変動はなかった。

【質疑】

なし

(3)令和3年度教育委員会各種研究委託等について

【報告】

○吉野教育長

令和3年度における各種教育研究委託校等について、報告するものである。

詳細は教育研究所長が報告する。

○教育研究所長

始めに、「文部科学省関係」について報告する。

「スクールカウンセラー活用事業」は、平塚市内の中学校15校を対象に、各中学校1人のスクールカウンセラーを配置しており、児童・生徒へのカウンセリング及び支援、教職員及び保護者に対する助言・援助を行っている。

「スクールソーシャルワーカー活用事業」は、春日野中学校区、山城中学校区、横内中学校区で行っており、神奈川県「SSW巡回相談等強化事業」で、中教育事務所が管轄するスクールソーシャルワーカー3人が派遣される。スクールソーシャルワーカーは、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築、連携・調整等を行っている。

次に、「神奈川県教育委員会関係」について報告する。

「「いのち」を大切に作る心をはぐくむ教育推進研究」は、「いのち」を大切に、夢や希望、感謝の心をもって生きることができる子どもの育成を目指し、全教育活動を通して進められる道徳教育を柱に、児童・生徒の実態や発達の段階に応じた創意工夫のある「いのちの授業」を含む「いのち」を大切に作る心をはぐくむ教育の推進を図ることを目的としており、今年度は、金目中学校が委託を受けている。

「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」は、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育をより充実させることを目的に、教職員の研修会や児童・生徒を対象とした講演会等の取組を進めるもので、今年度は松原小学校、豊田小学校、江陽中学校、太洋中学校が

委託を受けている。

「かながわの特別支援教育の推進」は、特別支援学校が県教委の研究テーマである「地域の実情に応じたセンター的機能の在り方」について、市町村教委及び教委の指定する学校と連携し、その在り方を研究して全県に広めることで、神奈川県の特設支援学校のセンター的機能の充実強化を図ることを目的として進められる。今年度より2年間、平塚養護学校が研究指定校となり、金目小学校が研究対象校として連携していく。

次に、「平塚市教育委員会関係」について報告する。

教育指導課の事業について、「幼・保・小・中連携学習研究会」は、幼稚園・こども園・保育所・小中学校の指導の一貫性を図るため、指導の在り方や指導上の問題点等について研究協議し、相互に理解を深め、連携・交流を推進することを目的としており、今年度は真土小学校と土沢中学校で実施する。

「地域に根ざした教育推進事業」は、地域の教育資源を生かし、地域に根ざした魅力ある学校教育活動の展開を目的とし、土沢中学校の地元、神奈川大学の学生がボランティアとして、学校の教育活動をサポートするなどの活動を行っている。

次に、教育研究所の事業について、「研究委託」は特別研究委託校を10校、学校研究委託校を小・中学校25校、幼稚園・こども園1園を選定し、実施している。特別研究委託校は授業公開等を行い、他校の教員を交えて学校研究を進めていただいている。研究の成果については、教育研究所の広報紙「平塚教育」や研究成果物を教育会館で配架するなどし、学校等に周知している。

次に、調査研究部会について報告する。

「確かな学力の育成研究部会」は、学力の向上のためにどのような取組が有効か調査分析及び実践研究を行う。教育指導課と連携を図りながら部会を運営していく予定である。

「情報モラル教育研究部会」は、社会の変化に合わせた情報モラル教育を推進するため、教育課程の検討や授業づくりの研究を行う予定である。

「ICT活用研究部会」は、GIGAスクール構想の実現に向け、ICT機器の効果的な活用を推進していくための調査・研究を行う予定である。

「個人・グループ研究部会」は、若手教員の個人の研究課題について討議し、各自の資質や指導力の向上を目指すものである。

最後に「子ども教育相談センター」の「スクールカウンセラー派遣」及び「スクールソーシャルワーカー派遣」事業について報告する。

スクールカウンセラーは、平塚市立全小中学校に配置しており、中学校については、文部科学省のスクールカウンセラー活用事業と市の派遣で複数配置となっている。

スクールソーシャルワーカーについては、派遣要請のあった学校に派遣する形にしている。

【質疑】

○林委員

情報モラル教育研究部会とICT活用研究部会には何らかの連携はあるのか。専門的には分かれるのだろうが両部会には共通項があるようにも思う。

○教育研究所長

情報モラル教育研究部会についてはGIGAスクールの中の情報モラルに特化して研究を行っている。対して、ICT活用研究部会については、導入したタブレットやモニター等機器の活用に関する検討を主として行っており、それぞれ独立した部会となっている。

(4)令和2年度教育相談統計等の報告について

【報告】

○吉野教育長

令和2年度教育相談統計等の報告について、報告するものである。
詳細は子ども教育相談センター所長が報告する。

○子ども教育相談センター所長

令和2年度は、4月から5月にかけて新型コロナウイルスの影響による学校の臨時休業に合わせ、当センターでの来所相談を実施せず電話相談のみを受けた。また、感染防止の取組として人との接触を避けることが推奨されたことにより、直接対面や訪問が困難であり、影響が統計に表れている。

昨年度当センターで受けた相談の総数は586件であり、前年度より19件の減となった。内訳は、来所相談は33件の減だが、電話相談は14件増加している。この点にも、4月・5月の来所相談を中止した影響が出ていると思われる。

内容別では、例年同様「不登校」が一番多いが、電話相談では、「子どもへの接し方」、「精神発達に関する心配」、「その他」の相談が増えており、学校の臨時休業、営業自粛、家でのテレワークの普及等により、長い時間親子で過ごすこととなった生活の変化が影響していると考えられる。

次に、令和2年度教育相談実施統計について、来所相談298ケースに対し、面接や遊戯療法を延べ3,184回実施した。前年度より206回の減となっており、特に保護者の相談の減が大きくなっている。

一度相談につながると長期の関わりを求める保護者が多い傾向は続いており、児童・生徒が卒業するまで相談が続くケースが増えている。

次に、「適応指導教室くすのき」の統計について、この教室は、不登校の児童・生徒が、専任教員や指導員との相談や指導、臨床心理士との心理面接などの支援を受けながら社会復帰を目指す「教育支援センター」の機能を持つ教室である。令和2年度は、正式な通室生徒は9人であり、前年度より3人減となっているが、正式通級をする前に利用して安定した通室の可能性を探る「体験通室」を21人の児童・生徒が利用した。中学校卒業の6人は、学校には復帰しなかったが、私立全日制、通信制及びサポート校などに進学している。

次に、障害のある児童・生徒の就学の場についての相談について、就学相談の件数は前年度より14件減の196件となった。これについては、新型コロナウイルスの影響により、例年より相談開始が1か月遅れたことが影響しているものと考えられる。

その他、「不登校訪問相談」、「相談支援チーム学校訪問」、「巡回相談」、「スクールソーシャルワーカー活動状況」についても、家庭や学校への訪問を控えなければならなかったこ

とが影響し、件数等は前年度よりも減少している。特に「スクールソーシャルワーカー活動状況」は新型コロナウイルスの影響により大きく減少しており、同様な状況が続く今年度については、対応の工夫が大きな課題となっている。

最後に、「スクールカウンセラーの教育相談件数統計」について、当市では、神奈川県採用のスクールカウンセラーが、他の自治体と同様に中学校全校に派遣されていることに加え、本市独自に採用したスクールカウンセラー13人を、小学校全校及び中学校には回数を変えて派遣した。相談件数が前年度より延1,412人減となっていることに加え、学校での相談が減り、電話相談が増えている状況から2か月間の臨時休校の影響を感じている。相談者は、児童・生徒、保護者よりも、教職員が多い状況は例年通りとなっている。

今年度は、昨年度以上に学校と連携しながら感染対策を工夫・徹底し、児童・生徒、保護者が安心して相談できる相談環境の整備に努めていく。

(5)吉沢公民館の供用開始について

【報告】

○吉野教育長

吉沢公民館の供用開始について、報告するものである。

詳細は中央公民館長が報告する。

○中央公民館長

施設の老朽化等に伴い新改築工事を進めていた吉沢公民館について、令和3年6月21日から供用を開始する。また、供用開始に先立ち、6月19日に落成式を開催する。

【質疑】

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)令和3年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

6月4日に開会する市議会6月定例会に上程する令和3年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告する。

詳細は教育総務課長が報告する。

○教育総務課長

歳入については3,472万円の増額を、歳出については8,075万1,000円の増額を計上している。

始めに、歳入について、16 款 県支出金 3 項 県委託金 4 目 教育費委託金 1 節 教育総務費委託金において、「いのちを大切に作る心をはぐくむ教育推進研究委託事業委託金」として、12 万円を計上している。

続いて、22 款 市債 1 項 市債 6 目 教育債 3 節 社会教育債において、「公民館整備事業債」として、3,460 万円を計上している。

次に、「歳出」について、10 款 教育費のうち、1 項 教育総務費 3 目 教育指導費の「19 教育指導事業」について、12 万円を計上している。これは「いのち」を大切に作る心をはぐくむ教育の推進に向けて研究校を設置して取り組むため、7 節 報償費を4 万円、8 節 旅費を1 万円、10 節 需用費の消耗品費を7 万円、それぞれ増額補正するものである。

同じく、1 項 教育総務費に関して、7 目 子ども教育相談センター費 の「8 子ども教育相談センター管理運営事業」について、358 万 5,000 円を計上している。これは、子ども教育相談センターの非常用自家発電機の修繕を行うため、10 節 需用費の施設修繕料を 358 万 5,000 円増額補正するものである。

続いて、2 項 小学校費に関して、1 目 学校管理費、「2 小学校運営事業」について、3,806 万 8,000 円を計上している。これは、相模小学校の移転に伴う備品等を購入するため、10 節 需用費の消耗品費を 1,974 万 1,000 円、17 節 備品購入費を 1,832 万 7,000 円、それぞれ増額補正するものである。

続いて、5 項 社会教育費に関して、1 目 社会教育総務費、「9 文化財保護事業」について、50 万円を計上している。これは、埋蔵文化財調査事務所城島分室の倉庫を一部撤去するため、14 節 工事請負費を 50 万円増額補正するものである。

同じく、5 項 社会教育費のうち、2 目 公民館費、「2 地区公民館整備事業」について、3,847 万 8,000 円を計上している。これは、旧吉沢公民館を解体するため、14 節 工事請負費を 3,847 万 8,000 円増額補正するものである。

最後に、債務負担行為補正について、「(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業」を行うため、令和3 年度から令和20 年度までを期間として、197 億 9,323 万 2,000 円を設定している。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)平塚市の図書館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(案)について

【報告】

○吉野教育長

図書館の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる旨の規定を整備するほか、現在の規定を整理することについて、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則

の定めに基づき報告する。

詳細は中央図書館長が報告する。

○中央図書館長

まず、改正の主旨について説明する。令和4年度から予定している、北図書館・西図書館・南図書館の3館への指定管理者制度の導入のため、図書館の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができる旨の規定を整備するほか、現在の規定を整理するため、改正するものである。

次に、改正の内容について説明する。指定管理者制度の導入に関する改正箇所としては、第4条の（指定管理者による管理）、第5条の（指定管理者の指定等）、第6条の（指定管理者の管理の基準）、第7条の（指定管理者の告示）、そして第10条の（指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用）を新しく追加する。また、現在の規定のうち、第8条の（入館制限等）については、制限を適用する場合の内容をより具体的に記載することとし、第13条の（損害賠償）では、天災など利用者の責任によらない場合を想定し、ただし書き以降の記載を追加している。

今後の予定としては、平塚市議会6月定例会に議案を上程し、議会での議決を経た後に公布・施行となる。

【質疑】

○目黒委員

改正案の条文中に「善良な風俗」という言葉が新たに使用されているが、これは一般的に使用されている言葉なのか。

○中央図書館長

改正に当たり使用する文言については、法令審査の担当部署と協議の上、他の条例等との整合を図っている。

○林委員

改正案第8条中の「公の秩序又は善良な風俗」とは、いわゆる「公序良俗」と同様の意味と考えてよいのか。

○中央図書館長

改正案第8条は、現行条例第3条をより詳しく示したものであり、意味としては同じである。また、本条はいわゆる「公序良俗」に反する場合があったときに入館を制限するという趣旨である。

○目黒委員

入館制限に関する規定が曖昧なように感じる。市教育委員会と指定管理者の見解に差異がないよう気を付けてほしい。

○中央図書館長

入館制限については、指定管理者と協定を結ぶ中で都度協議し、適切な対応を行っていく。

【結果】

全員異議なく了承された。

3 議案第6号 令和4年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について

【提案説明】

○吉野教育長

令和4年度に平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択の在り方について説明するものである。

詳細は教育指導課長が説明する。

○教育指導課長

教科用図書の採択の在り方については、一般的に「採択方針」と呼ばれている。

この採択方針本文の前7行は、令和4年度から使用する、小学校と中学校の教科書を平塚地区として採択するということを述べている。

教科書の採択は、毎年行うものである。ただし、一度採択を行った教科書については、法令により4年間は、同じ発行者のものを使用することが定められている。

したがって、令和元年度に採択替えが行われた現在小学校で使用している教科書及び令和2年度に採択替えが行われた現在中学校で使用している教科書は、例年であれば来年度も今年度と同じ発行者のものを使用する。

しかし、中学校社会 歴史的分野について、令和2年度に1発行者の教科書が新たに検定に合格したので、歴史の教科書全発行者については、令和3年度に採択替えを行うことができるようになっており、今年度、採択を行う。

続いて、文8行目以降の、「但し」以下の部分では、小・中学校教科書は、教科書目録に登載されている文部科学省検定済教科書のうちから採択することについて示している。

なお書き以下について、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択は、新たな採択をすることができることを示した部分である。

また、終わりの4行は、十分な調査研究、公正確保、情報公開に向けた方針を示している。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第7号 平塚市社会教育委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市社会教育委員を委嘱するものである。
詳細は社会教育課長が説明する。

○社会教育課長

社会教育委員は、「社会教育法」第15条で市町村に置くことができると規定され、「平塚市社会教育委員に関する条例」第2条に基づき設置をしている。現在の委員は令和2年6月1日から2年間の任期で委嘱しているが、平塚市自治会連絡協議会から推薦された委員について欠員が生じたため、後任委員として、栗原(くりはら) 邦夫(くにお)氏を前任の残任期間である令和4年5月31日まで委嘱するものである。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 その他

なし

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会5月定例会は閉会する。

(14時45分閉会)